

# 産業水道常任委員会会議記録

日 時 令和元年12月12日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前11時48分 散会

## 付託事件

議案第110号、議案第121号、議案第122号、議案第129号、議案第131号中第1表中歳出中第6款及び第7款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分、議案第133号中別表中歳出中第5款、第6款及び第7款、議案第135号、議案第136号、議案第139号、報告第95号中第1表中歳出中第11款中産業水道委員会所管分、報告第96号、報告第97号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第110号 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第121号 水戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第122号 水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第129号 水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事請負契約の締結について
- ⑤ 議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分
- ⑥ 議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）
- ⑦ 議案第135号 令和元年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
- ⑧ 議案第136号 令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- ⑨ 議案第139号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑩ 報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中産業水道委員会所管分
- ⑪ 報告第96号 専決処分について（令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号））
- ⑫ 報告第97号 専決処分について（令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号））

## 2 出席委員（7名）

委員長	大津亮一君	副委員長	森正慶君
委員	田口文明君	委員	黒木勇君
委員	渡辺政明君	委員	栗原文隆君
委員	内藤丈男君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 長 安 藏 栄 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 田 尻 充 君

産業経済部長 小田木 健 治 君 産業経済部参 川 崎 幹 男 君

産業経済部  
技 監 兼 深 澤 和 広 君 商工課長 小 林 一 仁 君  
農 政 課 長

観 光 課 長 堀 江 博 之 君 農業環境整備課 小 田 博 之 君

農 業 技 術 センター所長 清 水 健 司 君 公 設 地 方 卸 売 市 場 長 武 田 和 馬 君

上 下 水 道 事 業 管 理 者 檜 山 隆 雄 君 上 下 水 道 局 水 道 部 長 伊 藤 俊 夫 君

水道総務課長 梶 山 哲 君 経 理 課 長 栗 原 千 尋 君

料 金 課 長 倉 田 佳 則 君 水道整備課長 杉 山 健 一 君

給 水 課 長 梶 山 学 君 浄水管理事務所 島 孝 夫 君

農 業 委 員 会 事 務 局 長 横 山 英 雄 君 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 吉 川 正 浩 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富 岡 淳 君 書 記 矢 吹 友 鏡 君

午前10時 0分 開議

○大津委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業水道委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第110号ほか11件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案等の説明を求め、次に質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第110号ほか11件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案等の説明を願います。

初めに、議案第110号 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 それでは、議案書①、79ページをお開き願います。

市議会議案第110号 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、水道部水道総務課提出の資料より御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、来年4月から一般職の非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、会計年度任用職員制度を導入することに伴いまして、必要となる給与の支払い等の規定について定めるものでございます。第2条におきまして、給与の支払い対象者となる会計年度任用職員を定めるとともに、会計年度任用職員に支払う手当などを定めております。第3条におきましては会計年度任用職員の給与について、第12条におきましては期末手当の支給対象者を定めるものでございます。また第16条の3におきまして、臨時的に任用する職員の給与について定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

2ページ以降は新旧対照表並びに参照条文でございますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○大津委員長 次に、議案第121号 水戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

小田農業環境整備課長。

○小田農業環境整備課長 恐れ入りますが、議案書①、101ページをお開き願います。

市議会議案第121号 水戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例につきましては、産業経済部農業環境整備課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、金谷地区農業集落排水処理施設の全ての使用者の加倉井地区処理施設への接続切りかえが完了したことに伴い、金谷地区農業集落排水処理施設を廃止するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容及び3の施行期日につきましては、資料裏面の新旧対照表で御説明いたします。

別表第1及び第3中の水戸市金谷地区農業集落排水処理施設の項を削るものでございます。施行期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。

○大津委員長 次に、議案第122号 水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 それでは、同じく議案書①、103ページをお開き願います。

市議会議案第122号 水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道部水道給水課提出の資料①により御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、現在本市の水道事業は水道施設の老朽化が進み、施設の更新や耐震化に多大な費用が見込まれる一方で、水需要の減少に伴いまして給水収益が伸び悩んでいる状況となっております。水道事業として経営環境の変化に適切に対応しながら、将来にわたって安定的に事業を継続し、安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業及び下水道事業審議会の答申などを踏まえまして、水道料金及び手数料の改定を行うものでございます。

また、水道法の改正により、給水装置工事事業者の指定更新制が新たに設けられることに伴いまして、審査手数料の徴収に関する規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)といたしまして料金表の改定を行うものでございます。今回の料金の改定につきましては、平均11%の改定となっております。また基本水量につきましては、月々の主要水量が基本水量に満たない使用者と満たす使用者との負担が同一であるため、公平性の確保を図るとともに、水資源保護の観点から節水のインセンティブが働く仕組みといたしまして、基本水量を現行の8立方メートルから6立方メートルに変更するものでございます。

なお、基本水量から10立方メートルまでを緩和水量区分とし、改定前の単価から激変することのないよう料金を設定しているところでございます。また、従量料金の最低単価と最高単価を比較した際の割合であります増増度につきましては、1.57倍としております。あわせまして敷地内への引き込みを200ミリメートルで行うものがないことから、量水器口径200ミリメートルを廃止するものでございます。

ただいま御説明をいたしました点を踏まえた新たな料金表につきましては、裏面の2ページに掲載しております。後ほど御確認をお願いいたします。

(2)の設計審査及び工事完成検査に係る手数料の改定につきましては、設計審査等の業務に係る人件費等を算出し、現行料金と比較したところ、現在の手数料等に乖離が見られたことから改定を行うものでございます。

(3)の給水装置工事業者の指定に関する手数料の改定につきましては、現在の新規登録に係る手数料について、審査業務に係る人件費等を算出、比較したところ、こちらも乖離が見られましたので改定を行うものでございます。

また、水道法の改正に伴い指定更新制度が新たに設けられ、その指定に関する審査業務内容、こちらにつきまして新規の登録とほぼ同様の内容となることから、新たに設ける手数料につきましても新規登録手数料と同額とするものでございます。

4の経過措置といたしまして、まず、アの水道料金改定の経過措置につきましては、条例の施行期日前から継続して水道を供給している場合、施行日を基準といたしまして日割り計算で料金を算出いたします。

また、イの手数料改定の経過措置につきましては、条例の施行期日前から申し込みのあった審査、検査等につきまして、従来の手数料を適用するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

4の現行料金との比較につきまして、口径20ミリメートル、1カ月に20立方メートルの水道水を使用する一般的な家庭における改定による影響額等を示してございます。現行税込み2,999円のところ、改定後は3,369円となり月額370円の増となるものでございます。

ページを返していただきまして4ページになります。

口径及び使用水量別の比較となっております。この表は各口径における使用水量に応じた新旧の料金、差額及び改定率を記載したものでございます。

5ページ以降には新旧対照表を、8ページ以降は参照条文となっておりますので、後ほどお目通しを願います。

続きまして、前回の委員会におきまして資料の請求がございましたので、提出資料②により御説明をいたします。

指定給水装置工事業者の指定登録数につきましては、上段の表をごらんください。

過去5年間における年度末の事業者登録数と各年度内における新規指定及び廃止の状況となっております。なお、令和元年度につきましては、11月30日現在の状況を記載してございます。

続きまして、資料中段以降には指定給水装置工事業者の指定及び更新手数料算出の根拠を記載してございます。手数料は原価に受益者負担割合を乗じて算定をしてございます。今回の原価につきましては、事業者の申し込み受け付け、審査、交付などの処理に要する時間に、対応する職員の1分間当たりの人件費、こちらを乗じたものに物件費を加えたものが原価となっております。このようにして求めました原価に、受益者負担割合を乗じて得ました金額を手数料としてございます。

説明は以上でございます。

○大津委員長 次に、議案第129号 水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事請負契約の締結

について、執行部から説明願います。

清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 それでは、議案書①の137ページをごらん願います。

市議会議案第129号 水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事請負契約の締結についてでございます。

説明につきましては、農業技術センター提出の資料をごらん願います。

初めに、1の工事名につきましては、水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事でございます。

2の工事場所につきましては、水戸市小吹町、3の工事概要は、観賞大温室及び熱帯果樹温室について、植物公園リニューアル基本計画に基づき、内装及び外装の改修を行うものであります。観賞大温室が鉄骨鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり、地上2階建て、延べ面積1,436平方メートル。熱帯果樹温室が鉄骨づくり一部鉄筋コンクリートづくり、地上2階建て、延べ面積341平方メートルであります。主な工事内容ですが、外装の改修として経年変化によって傷んだ外壁補修、鉄骨の塗装、同じく透明度の低下した屋根材、それからガラスの交換でございます。

次に、温室内園路の拡幅、床改修、手すりの設置などのバリアフリー化、あわせて内装の改修、意匠の変更、植栽ます等を改修してまいります。

4の契約金額につきましては、2億3,606万円であります。

契約の相手方は、要・五十嵐特定建設工事共同企業体。代表者につきましては、水戸市白梅1丁目2番36号、株式会社要建設、代表取締役、高野賢。その他の構成員は、水戸市城東3丁目1番78号、株式会社五十嵐建設、代表取締役、五十嵐康光でございます。出資比率につきましては、代表者が65%、その他の構成員が35%でございます。

添付資料につきましては、次の2ページが植物公園の位置図、その裏3ページが配置図、次の4ページが観賞大温室の1階平面図、5ページが2階平面図でございます。次の6ページから9ページにかけては東西南北から見ました立面図であります。10ページ、11ページは熱帯果樹温室の平面図でございます。12ページが立面図となっております。13ページが一般競争入札調書でございます。後ほどお目通しのほど願います。

また、追加資料といたしまして、観賞大温室・熱帯果樹温室それぞれに工事概要を提出させていただいております。なお、温室の暖房の設備につきましては比較検討をしているところでございますが、施設の故障等にも対応できるよう燃料は灯油を使用することで検討をしております。

説明は以上でございます。

○大津委員長 次に、議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分について、執行部から説明願います。

初めに、第6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費について、清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 それでは、議案書①の141ページをごらん願います。

市議会議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中産業水道委員会所管分について

御説明いたします。

詳細につきましては、議案書②の4ページ、5ページをごらん願います。

第6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、台風15号、19号の風水害による被災農家を支援するため、6億8,010万円を増額補正するものでございます。内訳といたしましては、農業担い手支援経費といたしまして、倉庫などに保管してありました収穫後の令和元年度産の主食用米等に浸水被害を受けました農家の営農再開支援に1,500万円を計上し、10アール当たり7万円を限度に土づくり、土壌診断、種苗などの資材の準備などに係る経費を支援していくものでございます。

次に、経営安定対策経費といたしまして、強風によるパイプハウスの倒壊、飼育材の破損に対する建てかえ、修理また水没によるトラクター、コンバインなどの農業機械の買いかえ、修理などの費用、さらには被災後の樹勢回復のために要した施肥、消毒、新たな苗購入等に係る費用について、被災農業者等支援補助金として6億6,510万円を計上するものであります。

なお、主な支援策の補助率につきましては、農業用施設のパイプハウスの建てかえ、修繕には10分の4の補助を、農業機械の買いかえ、修理等につきましては10分の9を国、県、市が連携いたしまして、営農継続に必要な支援をまいります。

○**大津委員長** 次に、第7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費について、小林商工課長。

○**小林商工課長** 続きまして、下段の第7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、商工業金融経費といたしまして1,640万円を計上するものでございます。内容といたしましては、台風19号等により被災した中小企業の支援のため、茨城県との協調によりまして金融機関からの災害復旧融資に係る信用保証料及び利子補給の支援を行うものでございまして、信用保証料負担金として1,400万円、利子補給補助金として240万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○**大津委員長** 次に、第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分について、堀江観光課長。

○**堀江観光課長** それでは、議案書①の141ページをごらん願います。

令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分、水戸の桜まつりに係る債務負担について御説明いたします。

詳細につきましては、恐れ入りますが議案書②の8ページ、9ページをお開き願います。

表の3段目になります水戸の桜まつりに係る債務負担につきましては、水戸の桜まつりが4月1日から4月15日までと、年度が変わりましてすぐに実施する予定であり、また、開花が早まった場合は3月下旬からの開催と開始日を早める必要がありますので、業務を円滑に執行するため、令和元年度中に債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為を設定した300万円の事業費の内訳といたしましては、千波湖畔桜のライトアップ事業の委託料265万円と、水戸の桜まつりを主催する水戸観光コンベンション協会の補助金35万円でございます。

説明は以上でございます。

○**大津委員長** 次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第

5款（労働費）、第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について、執行部から説明願います。

初めに、第5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費について、小林商工課長。

○**小林商工課長** それでは、議案書⑦の15ページをお開き願います。

市議会議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中産業水道委員会所管分につきまして御説明をいたします。

恐れ入りますが、詳細につきましては議案書⑧令和元年度補正予算に関する説明書の18ページ、19ページをお開き願います。

初めに、第5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費につきましては、労働行政に要する職員給与費を125万3,000円増額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が8万1,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動等に伴う所要額の変更で117万2,000円の増額となっております。

続きまして、労政事務費につきましては4万8,000円を増額するものでございます。内訳といたしましては、市勤労者福祉サービスセンターの職員給与を市の職員に準じて改定するため、所要額の増額補正を行うものであります。

以上でございます。

○**大津委員長** 次に、第6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費について、吉川農業委員会事務局次長。

○**吉川農業委員会事務局次長** 同じく、議案書⑧の18ページ、19ページをお開き願います。

続きまして、下段の農林水産業費でございます。

第6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、農業委員会に要する職員給与費を25万1,000円増額するものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が34万円、その他の増減額としまして、人事異動等に伴う所要額の変更が8万9,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。

○**大津委員長** 次に、2目農業総務費について、深澤技監兼農政課長。

○**深澤産業経済部技監兼農政課長** 2目農業総務費につきましては、農業行政に要する職員給与費を616万8,000円増額するものであります。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が112万円、その他の増減額として、人事異動等に伴う所要額の変更が504万8,000円の増額となっております。

ページを返していただき20ページ、21ページをお開き願います。

農政総務費につきましては、職員の産前休暇に伴い臨時職員1名を雇用するため、所要額35万2,000円を補正するものであります。農業公社推進経費につきましては、農業公社の職員給与を市職員に準じて改定するため、所要額6万5,000円の補正を行うものであります。

以上でございます。

○**大津委員長** 次に、7目農業技術センター費について、清水農業技術センター所長。

○**清水農業技術センター所長** 引き続きまして、7目農業技術センター費につきましては、農業技術センター運営管理に要する職員給与費等を827万9,000円減額するものであります。内訳につきましては、



給与改定に伴う増加額が32万8,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動等に伴う所要額の変更が860万7,000円の減額となっております。

次に、園芸指導センター運営経費につきましては、所要額22万5,000円の補正を行うものであります。

その下でございますが、植物公園運営経費につきましては、業務委託先であります水戸市農業公社の職員給与を市職員に準じて改定するため、所要額2万4,000円の委託料の補正を行うものであります。

説明は以上でございます。

**○大津委員長** 次に、第7款商工費、1項商工費、1目商工総務費及び2目商工業振興費について、小林商工課長。

**○小林商工課長** 続きまして、下段になります。

第7款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、商工行政に要する職員給与費を710万2,000円減額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が81万2,000円、その他の増減額といたしまして、人事異動等に伴う所要額の変更で791万4,000円の減額となっております。

続きまして、2目商工業振興費につきましては、商業・駐車場公社経費を4万8,000円増額するものでございます。内訳につきましては、市商業・駐車場公社の職員給与を市職員に準じて改定するため、所要額の増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

**○大津委員長** 次に、3目観光費について、堀江観光課長。

**○堀江観光課長** 22ページ、23ページをごらん願います。

続きまして、3目観光費につきましては、観光団体助成経費を8万6,000円増額するものでございます。内訳につきましては、水戸観光コンベンション協会の職員給与を市職員に準じて改定するため、所要額8万6,000円の増額補正を行うものでございます。

以上でございます。

**○大津委員長** 次に、議案第135号 令和元年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について執行部から説明願います。

武田公設地方卸売市場長。

**○武田公設地方卸売市場長** 続きまして、議案書⑦になります。

議案書⑦の21ページをごらん願います。

議案第135号 令和元年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）につきましては、第1条として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万6,000円を追加し、総額を6億5,411万6,000円とするものでございます。

ページを返していただきまして21ページの別表においては、款項ごとの補正額を定めるものでございます。内容につきましては、恐れ入りますが別冊の議案書⑧令和元年度補正予算に関する説明書の52ページ、53ページをごらん願います。

初めに、上段の歳入でございますが、第4款1項1目繰越金につきましては、職員給与費の増に伴い前年度繰越額から31万6,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、中段の歳出でございますが、第1款1項1目市場運営費につきましては、給与改定などに伴い職員給与費について31万6,000円の増額補正を行うものでございます。

なお、54ページから57ページにつきましては給与費明細書を記載してございます。後ほど御参照願います。

以上でございます。

**○大津委員長** 次に、議案第136号 令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

小田農業環境整備課長。

**○小田農業環境整備課長** 続きまして、議案書⑦の23ページをお開き願います。

市議会議案第136号 令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万3,000円を追加し、総額をそれぞれ12億7,208万3,000円とするものでございます。内容につきましては、議案書⑧補正予算に関する説明書で説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書⑧の60ページ、61ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

第7款1項1目繰越金につきましては、職員給与費の増に伴い増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款1項1目農業集落排水事業費につきましては、農業集落排水建設事業に要する職員給与費を8万3,000円増額するものでございます。内訳につきましては、給与改定に伴う増加額が3万8,000円、その他の増減額として、人事異動等に伴う所要額の変更が4万5,000円の増額となっております。

なお、62ページから65ページに給与費明細書を掲載してございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

**○大津委員長** 次に、議案第139号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

梶山水道総務課長。

**○梶山水道総務課長** それでは、議案書⑦の29ページをお開き願います。

市議会議案第139号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

今回の補正につきましては、給与改定及び職員の配置がえなどにより職員給与費等に変更が生じたので、所要額を補正するものでございます。

第2条におきまして、令和元年度水道事業会計予算に定めた業務の予定量のうち、主要な建設改良事業における給与費分として204万7,000円を増額し、第3条では、収益的支出の給与費分といたしまして、第1項営業費用において256万9,000円を減額するものでございます。

次に、第4条では、資本的収支不足分について建設改良費における給与費の補正額であります204万7,000円を増額するとともに、補填財源の内訳を変更するものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、補正をするものでございます。

第6条では、今回の補正に伴う当年度純利益の増額に伴いまして、減債積立金について処分する金額を変更するものでございます。

詳細につきましては、議案書⑩補正予算に関する説明書並びに明細書（第2号）にて御説明をいたします。議案書⑩の1ページをお開き願います。

令和元年度水戸市水道事業会計補正予算実施計画の収益的支出でございます。

損益勘定支弁職員に係る給与費の変更に伴い、1項営業費用の1目原水及び浄水費から5目総係費まで合わせまして256万9,000円を減額するものでございます。

ページを返していただきまして、2ページの資本的支出につきましては、資本勘定支弁職員の給与費の変更により、1項建設改良費のうち2目整備事業費から4目改良事業費までを合わせました204万7,000円を増額するものでございます。下段の資本的支出不足額につきましては、増額に伴い充当する財源について、記載のとおり変更をするものでございます。

3ページは今回の補正の収益的支出と資本的支出を合わせました水道事業予定キャッシュフロー計算書となります。第下段の資金期末残高は19億2,994万8,886円の予定でございます。

4ページから7ページは給与費明細書の内訳、8ページは令和元年度の水道事業予定損益計算書で、下から2段目の当年度純利益は、1億5,798万1,000円の予定となっております。

9ページ以降は水道事業予定貸借対照表並びに水道事業会計補正予算明細の節別の内訳でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**大津委員長** 次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中産業水道委員会所管分について、執行部から説明願います。

小田農業環境整備課長。

○**小田農業環境整備課長** 続きまして、議案書①の145ページをお開き願います。

報告第95号 専決処分（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中産業水道委員会所管分につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書④令和元年度補正予算に関する説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

第11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費につきましては、令和元年台風第19号で被災しました農地、揚水機場などの農業用施設の災害復旧事業として9億4,000万円の増額補正を行ったものでございます。内訳といたしまして、設計委託費7,000万円、工事費8億7,000万円でございます。

説明は以上でございます。

○**大津委員長** 次に、報告第96号 専決処分について（令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算

(第1号) ) について、執行部から説明願います。

小田農業環境整備課長。

○小田農業環境整備課長 続きまして、議案書①の149ページをお開き願います。

報告第96号 専決処分について御説明いたします。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)を専決処分しましたので、報告し承認を求めるものでございます。

ページを返していただき150ページの別紙をごらん願います。

令和元年度農業集落排水事業会計補正予算(第1号)につきましては、令和元年台風第19号に伴う災害復旧事業について、補正措置を講じたものでございます。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6,000万円を追加し総額を12億7,200万円とするとともに、第2条で地方債の補正を定めたものでございます。

処分日は令和元年10月14日でございます。

次の151ページの第1表、歳入歳出予算補正に款項ごとの補正予算額を示しております。内容につきましては、議案書④補正予算に関する説明書により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書④補正予算に関する説明書の14ページ、15ページをごらん願います。

歳入について御説明いたします。

第3款1項国庫補助金、2目農業集落排水処理施設災害復旧事業費国庫補助金につきましては、農業集落排水処理施設の災害復旧事業の財源として3億6,800万円増額したものでございます。

第9款1項市債、2目農業集落排水処理施設災害復旧事業債につきましては、同じく災害復旧事業の財源となる市債を9,200万円増額したものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

第1款農業集落排水事業費、2項1目農業集落排水処理施設災害復旧費につきましては、農業集落排水施設の災害復旧事業として4億6,000万円を増額したものでございます。

説明は以上になります。

○大津委員長 次に、報告第97号 専決処分について(令和元年度水戸市水道事業会計補正予算(第1号))について、執行部から説明願います。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 議案書①の153ページをお開き願います。

報告第97号 専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度水戸市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、別紙のとおり令和元年10月14日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、台風第19号に伴います災害復旧に要する費用につきまして、所要額を補正するものでございます。

154ページをお開き願います。

第2条におきまして、令和元年度水道事業予算に定めた業務の予定量のうち災害復旧事業費といたしまし

て、主要な建設改良事業費として7,780万円を増額し、第3条では、収益的支出のうち第2項営業外費用において消費税及び地方消費税を717万9,000円減額するとともに、第3項特別損失におきまして700万円を増額するものでございます。

次に、第4条では、資本的収入として国庫補助金3,765万円を増額し、資本的支出として災害復旧事業費7,780万円を増額するとともに、資本的収支不足分について平成30年度決算を踏まえまして、補填財源の内訳を変更するものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について補正をするものでございます。

第6条では、今回の補正によります当年度純利益の減額に伴いまして、減災積立金として処分する金額の変更を行うものでございます。詳細につきましては、議案書⑥補正予算に関する説明書並びに明細書（第1号）にて御説明をいたしますのでお聞き願います。

議案書⑥1ページをお開き願います。

令和元年度水戸市水道事業会計補正予算実施計画の収益的支出でございます。

今回の補正に伴いまして消費税及び地方消費税の減額並びに災害による損失を計上することに伴いまして、第2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税額並びに3項特別損失、4目災害による損失を合わせまして、17万9,000円の減額を行うものでございます。

次に、2ページの資本的収入につきまして、3項国庫補助金、1目国庫補助金に災害復旧事業に伴う国庫補助金としまして、3,765万円の増額を行うものでございます。

次に、資本的収支につきましては災害復旧事業費といたしまして、1項建設改良費、5目災害復旧事業費に7,780万円を増額するものでございます。下段の資本的収支不足額につきましては、費用の増額に伴い充当する財源について、記載のとおり変更をするものでございます。

3ページは、今回の補正の収益的支出と資本的収入及び支出を合わせました水道事業予定キャッシュフロー計算書となります。最下段の資金期末残高は19億2,933万1,886円の予定でございます。

4ページから7ページは給与費明細書の内訳、8ページは令和元年度の水道事業予定損益計算書で、下から2段目の当年度純利益は1億5,541万2,000円の予定となっております。

9ページ以降は水道事業予定貸借対照表並びに水道事業補正予算明細書の節別の内訳でございますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○大津委員長 以上で提出議案等についての説明は終了しました。

それでは、これより質疑を行います。

初めに、議案第110号 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について質疑がある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、議案第110号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第121号 水戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について質疑のある方は

発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 議案第121号につきまして質問させていただきます。

改正理由ということで、金谷地区農業集落排水処理施設の全ての使用者ということで説明されていますが、何件ぐらいの方が使用されていて今回切りかえされたのかということ、まず1点お伺いいたします。

○大津委員長 小田農業環境整備課長。

○小田農業環境整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

金谷地区の世帯数は60世帯ありまして、人数としましては185人です。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 じゃ、この60世帯185人の方が、切りかえが済みましたということでよろしいんですね。はい、まあいいです。

それで、この金谷地区農業集落排水処理施設の建物としては現存して、これからどういう形で管理されていくのか、処分していくのか、その方向性をお伺いいたします。

○大津委員長 小田課長。

○小田農業環境整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

金谷地区の処理施設は水槽の形状になっておりまして、建物ではありません。消防本部のほうとも協議しておりまして、今後、防火水槽の利用等の協議を進めているところでございます。

○大津委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第121号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第122号 水戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 今回水道料金の改定ということで、平均改定率1.1%ということで出ております。この中で、前回の委員会でも説明いただいたんですが、今回の本会議においても種々質問が出ておりましたけれども、現行料金との比較に関しまして、平均改定率及び口径20ミリメートルで1カ月20立方メートル使用した場合ということが平均値ということによって言われておりますけれども、例えば、このいただいた資料の中で口径20ミリメートルの20立方メートルの場合と、例えば15立方メートルの場合30立方メートルの場合といった場合に、料金というのはどの程度の月額料金なのか、どのぐらいの負担増になるのか、まずお伺いしたいと。

○大津委員長 梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えをいたします。

私どもで提出をさせていただいております委員会資料①の4ページをお開き願えればと思います。

ただいま、口径20ミリメートルで月に20立方メートルを使用した場合の話が、まず最初に出たと思います。現行、ここの数字は申しわけありませんが税を抜いてある数字で記載をしてありますので、先ほど約370円というような御説明をさせていただいたかと思うんですが、現在税抜き2,727円が3,063円

になります、336円税抜きでの値上げとなります。

例えば、20ミリメートルで15トンを使用なされた場合には、現行料金と比べまして税抜きで261円の増。例えば隣の欄の30立方メートルだと税抜きで496円の増というような形になります。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 現状で水戸市のこの一番多い使用水量というところというのは、一番山になっているところというのは20ミリメートルでよろしいのでしょうか。その次の山というのは15になるのか、30になるのか。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの御質問にお答えをいたします。

欄の左側15立方メートルのほうが多いというように……

○**黒木委員** その次が20。

○**梶山水道総務課長** 20になります。

○**黒木委員** 15がピーク、一番多い。

○**梶山水道総務課長** 大変失礼しました。

20ミリメートルについて、15が多くなります。

○**黒木委員** 20ミリメートルのときは15立方メートルが、一番世帯数が多いんですか。

○**梶山水道総務課長** 大変失礼しました。

中央値としては15ですが、実際その場合には20ミリメートルが多くなるというふうに聞いております。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** すみません、前回の委員会の中でも質疑はさせてもらっていますので、ある程度の理解はしているんですが、今回は本会議を踏まえて、一部の質問の中で、水道事業会計は黒字なのに何で値上げなんだというそういう質問も出ておりました。水道事業に関しましては債務負担もある中で、その債務をほかから借り入れているから運営できているという状況であるというふうに私は理解しているんですが、議員さんによっては黒字なのになぜ値上げなのかという議論も出ていますけれども、その辺答弁いただければと。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えをいたします。

水道事業会計単年度で言いますと、確かに委員さん御指摘のとおり黒字になってございます。何でこのたび料金を改定しなければならないかというようなことにつきましては、経営戦略の策定をしている中で中長期的に見ていった場合、人口が減る、それから施設の更新をしていくための事業費が必要だというようなことを踏まえまして、料金改定に踏み込んでいったところでございます。

経営戦略におきましては、15年間の当市財政計画を策定しております。その中で現在の料金水準でいった場合、令和3年から赤字会計になることが見込まれました。そういったところの中で、じゃ、その財源確保についてはどういうふうに考えていくのかということで、水道事業を行うに当たっては市民の皆様からお預かりする水道使用料、それから国庫補助金、そして企業債の活用というような中で検討を加えていった中で、どうしても資本をつくる部分第4条の部分にしか企業債は充てることができません。第3条の部分につ

きましても、現行水準でいきますと赤字が見込まれますので、そうすると予算が組めないというような見込みになってございました。

そういったことで、そういったことのないようにということで、今回やむなく水道料金の改定の議案を提出をさせていただいているところでございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 もう一点、これも本会議でもいつも質問が出てきている部分について整理させていただきたいんですが、茨城県の水を高額で購入しているがやめたらどうだという、本会議においても、1人じゃなくて何名か、2人かな出ていましたけれども、この部分に関して必要なだと、いや必要じゃないんだと、どちらかこの委員会で説明いただければと。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えをいたします。

私どものほうで、茨城県の中央広域水道用水供給事業から県の水を内原地区、常澄地区で受水をしております。水戸の地区におきましても、災害時におけるバックアップ機能ということで、受水できるような体制をとっておるところでございます。

東日本大震災も踏まえまして、それから水戸市の市民の方に安全に水をお届けする、災害時においてもきちんと水をお届けするというようなことで、複数水源を確保する必要があるというのは私どもで認識しているところでありまして、現在、開江浄水場、楮川浄水場をメインに水をお送りしているところでございますが、それだけではなくて、きちんと県からの受水も利用しながら、万が一に備えていくというようなことを強く考えておるところでありまして、県の受水、これは必要だというふうに認識をしているところでございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 必要性については今御説明いただいたんですが、金額の部分しっかりと検討し、茨城県のほうとも交渉していただきながら、公営企業ですのでどれだけ安く購入していけるかということも、しっかりと取り組んでいただきたいと思うんですが、その部分、どうのお考えでしょうか。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えをいたします。

受水費が高いだらうというようなお話は、これまでも何回もいただいているところでございます。

県の事業につきましては、水戸市単独で行っているわけではなくて、構成市町村がございまして。構成市町村ともやはりその受水費につきましては、高いというような部分での認識は共通して持っているところでございます。

3年に一度、県のほうでも受水費の算定の期間がございまして、そういう機会を捉えながら少しでも下げていただきたい、それからほかの県で行っている用水供給事業との格差もございまして、そういったところも見ながら私どもできちんと要望を上げていっているところでございます。

来年度から料金のまた新たな算定期間となりますので、今年も市長初め各自治体の首長さん、それから副町長さん含めまして、みんなで企業局のほうへ行って要望をしまいいりました。これからも行ってまいりた



いと思います。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** わかりました。

また、水需要の減少に伴って本会議の答弁の中で、水を使ってもらうように努力していくというような答弁があったかに思うんですが、どうすれば水をたくさん買っていただけるのかという具体的な考え方を持っておられるのかをお伺いしたいと思います。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

今、各皆さんは水道水じゃなくて、飲みやすいというような観点からペットボトルとかそういったものを御使用になっている部分があるかと思えます。

私どもとしては、安価で安全な水、検査項目もミネラルウォーターよりも細かくきちんとやって安全性を確保していますので、一つは飲料促進があるかと思えます。またそのほかに、今、昔と違いまして若い方がシャワーをお使いになっている部分が多いと聞いております。私どもとしては、他事業体でもやっているんですが、お風呂部というのをつくりまして、お風呂利用の勧めみたいなのを時々PRをしています。随分寒い時期になりましたので、ツイッター等でお風呂に入ってくださいというような形で少しずつ、とにかく水道を使っただけというようなことでPRをしていきたいというようなことを考えてございます。

ただ、今後も他事業体等をいろいろ見ながら、利用促進を図るような方向に努めていければと思っております。

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** 今回、台風19号による災害で一部地域で断水という部分もありましたけれども、今回のこの値上げによりまして財政力を強化していく中で、災害からの復旧または災害に強い水道事業ということというのは必要だというふうに思うんですが、そういう部分にもしっかりこういう予算を、災害に対する強靱化というんですか、そういう考えをどのようにお持ちか。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

災害に対する備えといたしまして、今回策定をいたしました経営戦略の中で目標指数を定めまして、皆様に水道水を送るための基幹管路の耐震化の部分につきまして、継続して取り組んでいくというようなことで、基幹管路は300ミリメートル以上になりますが、その部分について目標値を定めまして耐震化をきちんと進めるというようなことで考えているところでございます。

○**大津委員長** 内藤委員。

○**内藤委員** じゃ、今の関連でちょっとお聞きしたいんですけども、県のほうから水を買っていると私が議員になったころから聞かされてはいるんですけども、これは水戸市では楮川と常澄と内原にその水がいつているのか。それともみんな楮川にいつているのか。

○**大津委員長** 梶山課長。

○**梶山水道総務課長** ただいまの内藤委員の御質問にお答えをいたします。

現在、日々受水をしている部分につきましては、常澄地区と内原地区の2地区になってございます。

○大津委員長 内藤委員。

○内藤委員 そうするとこの市内、楮川と私言いましたけれども、あそこにはっていないんだ。常澄と内原だけ。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 常澄と内原地区については日々受水をしてございます。楮川につきましては管路を布設はしておりますが、そこでの受水は現時点では行っておりません。

○大津委員長 内藤委員。

○内藤委員 そうすると、早く言えば2カ所ですよ。その2カ所で年間1億円でしたっけ。その水を買っているわけだ。先ほどの答弁で各市町村でも買っているということがありましたがけれども、水戸市だけで1億円。例えば、ひたちなか市あたりではどのぐらいなのかわかりますか。人のことはわからない。いいよ、わからないのならいいけれども、後でわかったら私のほうへ何か届けてほしいんだけど。

ただね、水戸市でも今回また水道料金を上げますよね。そういう中で、上げていかないとこれから水道管の交換とか、いろいろ工事やっていますからお金もかかることだから、今のうちに上げておいてという水戸市も、県というよりも国でもそうでしょうけれども、水道料金は結構低いほうですよ。そういう意味では、少しずつ上げておいたほうがいいかなというその気持ちは私もわかるし、確かにそのほうが将来に向かって莫大な借金ができてきて、水道もあれがだめだということになるよりは、今から上げておいて安心感を持ったほうがいいのかなというのも私もわかるんですけど、ただそういうね、さほど水戸市としては今のところ赤字になっていないという中で、上げるその気持ちもわかります。私も前に茨城県の全部のあれを一回もらったことがありますから、いかに水戸が低額であれしているかというのはわかるんですけど、ただその中で県のほうから1億円のお金を出して買っているということがね、どういうもんかなとはもう前から私も頭に残っていたんですけど、行政としてしょうがないからということで買っているわけではないと思うんですけど、各市町村でも買っていると先ほど聞きましたので、これはただ、あんまりまだそんなに市として苦勞しているわけではないのに上げる。片や県からも買っている。何かちょっとぴんとこないなと思うところがあるんですけど、これはどういうわけで買っているんだとあなたに聞いてもこれはわからないと思うので、上げるんだから、上げるということは足りないから上げているというのが普通なんだけれども、間に合っているのに水道料は上げますよ、県からの受水はこのまま続きますよというのが、ちょっと腑に落ちないなと思うところがあるんですよ。

そこいらね、今ここであなたに答えろと言っても無理でしょうから結構ですけど、そういうことも頭に入れて市民にね、見ると確かに安いんですよ水戸市はね。今回上げても恐らく安いと思います。まだまだね。ただ、市民の人はそういうことはわからないからね。

私も聞かれたときに、自分の頭の中では安いというのがわかっていたから、わざわざその方の前で県のそのあれと、それから全国的なあれをすぐこのファクスに流してくれと言って流してもらって、それを見せたんですよ。これは余談な話になっちゃうんですけど、そこにちょうど那珂市の方がいたんですよ、事務員で。そうしたら那珂市のその女の人は、お金のことを知っていたんですよ。だから、誰々さん、あん

た内藤さんの前でそんなこと言って、今書類が届いたらあんた恥かくよって、その女の人に言われたんだね。

だから、水戸市が安いということとその女の人のはわかっていたんですよ。那珂市が高いということ。そういうことがあるので、決してその市民にあれしているわけではないと思うんですけども、そういう中で県にも払っているということがね、ちょっと腑に落ちないなというところはあるんですけども、今後ね、いろいろこれからもずっと続くわけですから、そういう何かの機会をやめるというのも何ですけども、みんなで安く下げていただくとか、できるのであればやめていただきたいとか、これは要望しておきますけれどもよろしくをお願いします。長くなってすみません。

○大津委員長 ほかに。

渡辺委員。

○渡辺委員 これは明日採決するというようなことなので、委員会として方針を聞かせていただいて、また水道事業の健全化へ向けての話も聞かせていただきましたので、今細かく委員さんのほうから質問がありましたので、私は全国的に各市町村の水道事業経営は悪いですよ、どこを見ても。水戸市はまあまあいいかなとは言えないぐらい悪いなと、全国のものを見て比較するとね。

やはりね、私が一番心配しているのは今回の値上げということよりも、むしろ長期的な展望に立つとこの債務だね。これをいかに身軽にしていくかということが大事なんです。今まで上げてなかったということは、今までの水戸市民は、安い水道料で受益を受けていたわけですよ、益を。それを我慢して我慢して値上げしなかったもんだからだんだん債務がふえてきて、それで少しでもそういうものを解消しようというようなことではないのかなと私は自分なりに判断しているんですよ。

しかし、本会議でもありましたように、お金が上がるということは誰も嫌ですよ。下がるというのなら、いやありがたいなっていう話になるけれども、上がるとなるとみんなね、それでも消費税が上がったばかりなのにかかってというような話に必ず結びつくんですよ。

だから私はね、懇切丁寧に市民に対して説明責任を果たすということが第一義的に必要なかなと思っておりますし、また水戸市が水道の老朽管の布設がえとか、インフラ整備に今後非常に金がかかってきますよ。そういうものもしっかり話をしないと直結しないんだよね。その辺のところ、私は皆さん方にはぜひこの熱い気持ちを持って、いわゆる独立採算制の、独立して自立性を持った水道事業会計、水道事業なんだというようなことを意識を持っていただかないと、なかなか市民の方に理解してもらえないところがあるのかなというふうに思っております。

昨日の本会議、一昨日も含めてね、いろいろ出ましたよ、話がね。値上げするのを撤回しなさいなんて言っていたね。そういう話もあったんですけども、やはりそれはいわゆる先ほど単年度の話をしましたけれども、目先のことで決めたら誰だって安いほうがいいのわかるんですよ。やはり、しっかりした長期的な展望に立った財政的な経営の改善、財政の改善をきちっとしていくんだというようなことも声を大にして、それが次の世代に対する市民に対して、いわゆる今の汗をかくと、努力をするということに結びつくというふうに思っておりますので、私は明日採決なんで賛成をしたいと思っておりますけれども、その前に課長のこれに当たる意気込みなどありましたら聞かせてください。

○大津委員長 梶山課長。

○梶山水道総務課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えしたいと思います。

私どもも市民の皆様に安全で安心な水、これ確実に届けていかなければならないと思っています。

[発言する者あり]

○梶山水道総務課長 それは経費をできるだけ、みずからが経費をかけないような考え方に立って、お預かりした使用料、これを有効に使わなければ、市民はやっぱりその値上げをした部分について、納得していただけないものだと思っています。ですので、私ども今まで以上に細かいところを見ながら、経費をかけずにいい施設、きちんとした責任を果たして行って、例えば先ほどありましたように、市民から求められたときに私どもはこういうことをしています、きちんとやっていますと職員全員が答えられるような意識を持って、これまで以上に業務に取り組んでいきたいと思っています。

[「もういい。それ以上聞くとまた質問したくなっちゃう」と呼ぶ者あり]

○大津委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○大津委員長 ないようですので、議案第122号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第129号 水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事請負契約の締結について、質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 議案第129号について質問させていただきます。

この間、このたくさんある図面見ても、ほぼほぼ言葉が読み取れない字の小ささで、これ見て理解しろというほうがちょっと無理があるのかなということで、1枚追加で資料をいただきました。

この中で、まずこの工期が書いていないんですけども、どこかに書いてあるのかもしれませんがちょっと見当たらなかったの、工期と市民の方はいつからこれ利用できるのか、まずお伺いいたします。

○大津委員長 清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 まず、ただいまの御質問の工期でございますが、令和2年1月から改修工事に着手いたします。今回御提案しております工事につきましては、9月に完成する予定となっております。

その後の予定も説明させていただければ、10月からは、ただいまバックヤードのほうに一時的に現在の温室の植物を保管しておりますが、それを埋め戻す作業となります。そうしまして令和3年2月から3月にかけて養生を行い、4月にはリニューアルオープンさせていただく予定となっております。

以上でございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 わかりました。令和2年1月から、工事に入って行くという。来年から利用できなくなって、それで令和2年9月完成で、その令和3年4月オープンということなんですか。ちょっともう一度。

○大津委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 今のスケジュールの点でございますが、既に温室につきましては、今年の9月からその中に入ってございました植物も移植して閉館しています。植物公園自体はあいてございますが、

この2つの温室につきましては、今入館できない状況でございます。

令和3年4月のオープンに合わせまして、この温室についても入れるようにしてまいりたいと考えております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 もう一点、この温室の熱源なんですけれども、今までは清掃工場があつてそちらから熱源をとっていたと思うんですが、この熱源というのはどうされるんですか。

○大津委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 ただいまの熱源はどうするかという御質問でございますが、今ございましたようにこれまでは清掃工場からの余熱を利用して、この温室につきましては温度をとっていたわけでございます。清掃工場が移転することに伴いまして、新たな熱源が必要となつてきてございまして、今、灯油、重油そういったものを含めまして、どれが一番適正かということで検討しているところでございます。

今のところ、万が一施設が故障したときのために、ストーブで温度をとっているところでございまして、それが有効に使っていただけるには、やはり灯油のほうが便利かなということで、灯油を使うようなことで検討しているところでございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 今そういう答弁いただきましたけれども、今回の契約に関しては、あくまでもこの施設のここに出てくる外部の壁面補修とか屋上の防水、また窓ガラスの交換とかですね、植栽ます等の改修、床の改修とか、そういうところの改修工事で2億3,600万円かかるということであつて、この後この改修が終わっていくと、今度熱源をどういうふうにするのか、何にするのか決めて、熱源の費用をかけてお金を入れていくということで、これで完結ではなかったんですね。私もこの資料を見ていて、ちょっとわかんなかった部分なんですけど、じゃこの後、熱源の発注と工事ということで進んで、令和3年4月オープンということで、熱源はいつごろの予定なんですか。

○大津委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 熱源に関する工期はいつからという御質問でございますが、現在の予定では来年2月に始められるように関係課のほうでは進めているところでございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 すみません、この施設を、今回2億3,600万円で改修するときに、一緒に熱源の工事も入れていくというのをやらなかったというのは、何が理由ですか。1月からこの改修工事入りますと。熱源は2月から入りますと。この1カ月の差に、いつ熱源の工事というのを発注していく。今入っていなかったら、2月間に合わない。

○大津委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 ただいまの御質問でございますが、追加させていただきました資料の中に、この給排水とか空調、電気につきましては、附帯工事としまして別発注で……

〔「今聞いているの、いつ発注するんですかって」と呼ぶ者あり〕

○清水農業技術センター所長 発注予定は、現在の予定では1月に入札をさせていただくということでござ

います。令和2年の1月に入札の予定でございます。

〔「予算はもう組んであるの」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** これ別発注に分ける理由というのは何なんですか。

○**大津委員長** 清水所長。

○**清水農業技術センター所長** 大変申しわけございませんでした。

これまでも水戸市のこの建設工事につきましては、給排水、空調、電気につきましてはこれまでも別発注にしているというような、そういった例に倣っているというところでございます。

〔「いつ発注されるんだって、聞いているのは、1月入札なんだろう、  
工事はいつから始めるの」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** 田口委員。

○**田口委員** それでね、今聞いているのは、1月から工事発注するというんだけど、その予算というのは当初に組んであるのですか。

〔「入札だろう」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員** そう入札。じゃないと、例えば温室の改修工事は補正で通っているけれども、これに伴って熱源というのは、やはり別工事として発注しなきゃならないんでしょう。それで、来年の1月から工事ということなんだけれども、その辺の整合性というのはどうなの。

〔「補正予算じゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員** 補正はこの改修工事でしょう。

〔「いや、補正予算じゃない」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員** そうか当初予算に載せてあるんだね、今回は契約の締結だけなんだね。

そうすると、1月からの熱源発注するのに、それは議会にかからない予算なんだね。当初予算で載せているから、ただ発注するというだけね。わかりました。すみません、失礼しました。

〔発言する者あり〕

○**大津委員長** 黒木委員。

○**黒木委員** すみません。田口委員はわかったみたいなんですけれども、ちょっと私わかんないで。

議案129号というのは当初予算ですよ。熱源も当初予算で入っていないんですか。当初予算の中で組まれているお金とは違うんですか。

○**大津委員長** 清水所長。

○**清水農業技術センター所長** 大変申しわけございません。

予算の関係につきましては当初予算で、令和元年度、2年度の2カ年の継続事業として5億6,000万円の事業計画をお認めいただいているところでございます。その中でこの附帯工事、また関連の工事を実施していくということでございます。

〔「じゃ、その後からまた出すということだな」と呼ぶ者あり〕

○**清水農業技術センター所長** ただいまの給排水、空調、電気工事につきましては1月に入札で、工事期間

は8カ月を予定しております。2月から9月ということで、10月に検査、引き渡しというような予定となっております。

○**大津委員長** ほかにございませんか。

渡辺委員。

○**渡辺委員** 何か難しい話なのでよくわかんなくなっちゃったね。聞いている人も理解したのかなと。

それでね、議案として出てきたわけだ。それで何回かちょっといろいろ聞いて、内容とかまたこの植物公園の位置づけとか聞いてきたので、ちょっともう一回聞きたいんだけど、今、熱帯の植物とかこの2つあるよね。観賞大温室と果樹温室って。大体どれぐらいの本数あるんですか。いいです。わかんなければ、それでいいです。300種類ぐらいあるのかな。それで要は、改修は老朽化したり、またその植物が大きくなっちゃったので改修、改善するというのも入っているんですよ。どうなんですか。

○**大津委員長** 清水所長。

○**清水農業技術センター所長** 改修の主な要因でございますが、今渡辺委員からもございましたような理由も当然出ておりますし、まずは熱源が変わるということもございます。それから、老朽化もありますし植物が、種類という量が確かに育ってしまったというのがありますし、量がふえてしまったということで、根元に日光が当たらないというようなところで、植物の生育に悪影響を及ぼしていると、そういった点もございます。

○**渡辺委員** 植物も生き物だから、生きていくわけだから大きくもなるでしょうし、いろいろ手入れをしながら、今まで何とか維持してきたんでしょう。

それで、基本的なあれなんだけれども、植物公園には年間何人ぐらいの人が、今入ってきているんですか。入場者数というのは、年間で。

○**大津委員長** 清水所長。

○**清水農業技術センター所長** ただいまの入園者の数ということでございますが、ここ数年5万5,000人ぐらいの入園者がございます。今年につきましては、工事も一部入っているということでございまして、5万人を切ってしまうかなというような懸念をしております。

○**渡辺委員** 別に、私は人数が多いからいい公園とか、少ないからだめとかというような評価はしていないんですけども、要は植物公園の中の目玉というと、この今のこの公園の観賞大温室と果樹温室だと思うんですよ。植物公園の目玉としてね。ぜひ見てくださいって言っている話はね。あとは池とかその通路のバラとかそういうものだと思うので、約2年間休んじゃいますよね。そうすると、この目玉がなくなっちゃうと、そのかわりに何か考えているのか。お客さんに対して5万人なら5万人の。何かそのかわりの事業とか、そういう計画はあるんですか。

○**大津委員長** 清水所長。

○**清水農業技術センター所長** 代替イベント的なものがあるかということでございますが、実は昨年からは夜の植物公園を探索していただくということで、主にナイトヨガを取り入れまして、多くの方に御来場いただいております。また、さらにただいまバックヤードに植物移動をしているんですが、そちらのほうをめぐるガイドツアー等も行っております。

○大津委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 個性がある植物公園ですよね。ですから、それをどう生かすかということが大事なので、この改修をさらに次のステップとして、リニューアルするわけでしょう。何かその辺のところをよく考えないと、ただ直しましたというだけで終わってしまったのでは、知恵がないと思うんですよ。先ほど言ったように、ナイトヨガ。ヨガってあのヨガ。意味がよくわかんないんだよね。何で植物公園でヨガやるんだか知らないけれども、しかも夜やるんでしょう。何かね、やっぱりもうちょっと、この植物公園という個性とか魅力を発揮するようなね。例えば、これが目玉だったんだったら、それにかわるようなものを通年ではなくてもいい、イベントじゃなくていいんですよ。イベントというとすぐお祭り騒ぎみたいなことになっちゃうけれども、あの個性、あの環境、あの雰囲気何かもうちょっとうまく使えるような、そういうものを考えるべきじゃないのかなと思うんですよね。金をかけないでだよ。何かただ単に改修するから約2年近く休みますよというようなことになっちゃうと、リニューアルオープンしても何か継続性にちょっと乏しいのかなというような気がしておりますので。工事に反対するものではないですよ、施設が古くなったから。何だかその辺のところですね。

公園緑地課に移管しちゃうんでしょう、次。きちっとその辺のところのバトンタッチをしっかりとやってくださいよ。植物が、バナナの木が何本あるとか、きちっと言って渡さないで、何本かありますなんていうんで渡したんじゃ、ああなんて話になっちゃうから。しっかりその辺のところを、今までやってきたのがこうで、今後こういうことを我々は計画していたので、それをさらにレベルアップしてくれとか何とかというのをつくって、来年の4月からやってくれないと、ただ単に。

それで、やっぱりこういうものについては5億円もお金かけるわけだから、空調も入れてね。どうなの担当の部長としては。どういうお考え持っているんですか。今の論議を聞いて、それでちょっと答えてくれますか。

○大津委員長 小田木産業経済部長。

○小田木産業経済部長 ただいまの渡辺委員の御指摘でございますけれども、植物公園につきましては老朽化が進んでおりまして、また熱源が不足するという中でやはり単なる改修ということではなく、魅力があってそして市民に親しまれ、観光客にも親しまれる観光拠点としてのリニューアルを目指しているところでございます。

先ほど御質問がありました温室につきましては、観賞大温室で500種、そして熱帯果樹温室で50種の樹種がありますけれども、そちらにつきましてもやはり御指摘がありましたように、目玉となるような温室への再編を目指しているところでございます。

こちらの整備に当たりましては、水戸市植物公園のリニューアル基本構想、基本計画を2018年3月に策定いたしまして、2018年に当委員会に報告をさせていただきましたところでございますけれども、改めましてこの植物公園のリニューアルに向けましては、将来的に15万人の入場者を目指しまして、特徴のある目玉となるような植物の育成、そして子供たちにも環境の教育ができるような場として提供していくと、そういった大きなコンセプトを明確にいたしまして、リニューアルを進めてまいりたいと考えております。

そして、次年度には都市計画部のほうに移管をすることになりますけれども、しっかりと引き継いで、こ



のコンセプトが生かされるように整理をしております。よろしくお願いいたします。

大変申しわけございません。先ほど基本構想、基本計画につきましては平成28年と申しましたけれども、2018年でございます。訂正させていただきます。改選前に報告をさせていただきましたけれども、2018年でございます。訂正させていただきます。申しわけございません。

○**大津委員長** 田口委員。

○**田口委員** すみません。それで私も勘違いして変な質問しましたけれども、今回の改修工事については、熱源は別工事として別発注されるということですね。それだけ確認しておきます。

私の発言が何かごちゃごちゃな発言をしまして失礼しました。

○**大津委員長** では、ないようですので、議案第129号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第131号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第1表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分について、質疑のある方は発言を願います。

ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第131号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第5款（労働費）、第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第133号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第135号 令和元年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）について質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第135号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第136号 令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第136号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第139号 令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）について質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、議案第139号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号））中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中産業水道委員会所管分について質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、報告第95号について質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第96号 専決処分について（令和元年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号））について質疑のある方は発言を願います。

黒木委員。

○黒木委員 報告第96号 専決処分につきまして質問させていただきます。

災害復旧費ということで、かなり大きなお金となっておりますが、どういう事業内容になっているのかお伺いいたします。

小田農業環境整備課長。

○小田農業環境整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

農業集落排水施設の災害復旧費でありまして、今回飯富地区の処理施設が1カ所、それと飯富地区、藤井岩根成沢地区の中継ポンプ施設20カ所が被災しまして、それ以外は復旧工事の内容でございます。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 農業集落排水施設をこれから工事を行っていくということなんですが、その復旧工事の完了の目安というか目標というか、そういう部分というのはどういうふうを設定されていらっしゃいますか。

○大津委員長 小田課長。

○小田農業環境整備課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

設備工事復旧を主にしておりまして、11月に本復旧工事を発注しまして、10カ月工事がかかる予定でありまして、来年の9月ごろには通常どおりの施設に復旧できるということで進めております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 来年の9月ということですからかなり長い期間利用できなくなると。自然災害ですからどうしようもない部分あるんですが、現状はこの農業集落排水を利用できなくなっている方々というのは、どのように対応されていらっしゃるか。また9月までどうされるのか。

○大津委員長 小田課長。

○小田農業環境整備課長 ただいまの御質問にお答えします。

説明が不足しておりました。現在、仮の処理設備を設置しておりまして、飯富の処理施設については通常と同じ排水処理ができております。中継ポンプ施設についても部品を交換いたしまして自動で運転しておりまして、飯富地区の市民の方々は通常どおりの生活を維持しております。

○大津委員長 黒木委員。

○黒木委員 生活している方々が通常どおり生活できるということで、これが仮設だから途中で動かなくなるとかそういうことがないように、長い期間、来年の9月までは仮設で生活するしかないので、しっかりとその部分見ていただきながらお願いしたいと思います。滞りなく。

○大津委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、報告第96号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第97号 専決処分について（令和元年度水戸市水道事業会計補正予算（第1号））について質疑のある方は発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** ないようですので、報告第97号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案等についての質疑は終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の産業水道委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時48分 散会